

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年1月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン近江八幡店 近江八幡市鷹飼町南三丁目7番
- 2 提出された意見の概要 近江八幡市からの意見 騒音規制法および振動規制法の「特定施設」を設置している場合は、それぞれの法の規制基準に基づき、市が告示している規制基準を遵守してください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
近江八幡市都市産業部産業振興課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 平成25年1月30日から平成25年2月28日まで